

表9-1 家族の再統合ケースの有無別入所児童の保護者に対する援助(MA)

	総数	施設で職員と保護者の面接	施設で職員と子どもと保護者との面接	保護者から職員への電話相談	職員と保護者との手紙のやりとり	施設職員による家庭訪問	保護者の施設行事への参加	施設だよりの送付	子どもの写真送付	その他	施設としてはないが援助が必要な保護者については児相に依頼	何もしていない	
乳児院	合計	90	67	73	67	49	24	78	31	66	18	6	0
		100.0	74.4	81.1	74.4	54.4	26.7	86.7	34.4	73.3	20.0	6.7	0.0
	家族の再統合あり	35	26	31	27	22	14	30	10	26	8	2	0
		100.0	74.3	88.6	77.1	62.9	40.0	85.7	28.6	74.3	22.9	5.7	0.0
家族の再統合なし	55	41	42	40	27	10	48	21	40	10	4	0	
	100.0	74.5	76.4	72.7	49.1	18.2	87.3	38.2	72.7	18.2	7.3	0.0	
児童養護施設	合計	357	294	306	280	172	166	225	115	142	51	30	0
		100.0	82.4	85.7	78.4	48.2	46.5	63.0	32.2	39.8	14.3	8.4	0.0
	家族の再統合あり	110	95	100	92	61	61	74	49	40	21	4	0
		100.0	86.4	90.9	83.6	55.5	55.5	67.3	44.5	36.4	19.1	3.6	0.0
家族の再統合なし	247	199	206	188	111	105	151	66	102	30	26	0	
	100.0	80.6	83.4	76.1	44.9	42.5	61.1	26.7	41.3	12.1	10.5	0.0	

表9-2 入所理由が「虐待」のケース割合別 入所児童の保護者に対する援助(MA)

	総数	施設で職員と保護者の面接	施設で職員と子どもと保護者との面接	保護者から職員への電話相談	職員と保護者との手紙のやりとり	施設職員による家庭訪問	保護者の施設行事への参加	施設だよりの送付	子どもの写真送付	その他	施設としてはしないが援助が必要な保護者については児相に依頼	何もしていない	N.A.	
乳児院	合計	93	68	74	66	48	23	78	32	68	19	6	0	2
		100.0	73.1	79.6	71.0	51.6	24.7	83.9	34.4	73.1	20.4	6.5	0.0	2.2
	10%未満	34	25	26	26	17	7	28	8	25	5	5	0	2
		100.0	73.5	76.5	76.5	50.0	20.6	82.4	23.5	73.5	14.7	14.7	0.0	5.9
	10%~	30	19	26	21	17	7	26	14	23	6	1	0	0
		100.0	63.3	86.7	70.0	56.7	23.3	86.7	46.7	76.7	20.0	3.3	0.0	0.0
	20%~	18	15	13	12	7	6	15	7	12	7	0	0	0
100.0		83.3	72.2	66.7	38.9	33.3	83.3	38.9	66.7	38.9	0.0	0.0	0.0	
30%~	11	9	9	7	7	3	9	3	8	1	0	0	0	
	100.0	81.8	81.8	63.6	63.6	27.3	81.8	27.3	72.7	9.1	0.0	0.0	0.0	
児童養護施設	合計	355	294	306	279	174	164	223	117	143	52	30	1	1
		100.0	82.8	86.2	78.6	49.0	46.2	62.8	33.0	40.3	14.6	8.5	0.3	0.3
	10%未満	58	53	49	45	31	25	29	20	27	10	6	0	1
		100.0	91.4	84.5	77.6	53.4	43.1	50.0	34.5	46.6	17.2	10.3	0.0	1.7
	10%~	96	72	81	67	42	37	62	27	28	9	12	0	0
		100.0	75.0	84.4	69.8	43.8	38.5	64.6	28.1	29.2	9.4	12.5	0.0	0.0
	20%~	74	61	64	59	28	33	49	22	30	12	5	0	0
100.0		82.4	86.5	79.7	37.8	44.6	66.2	29.7	40.5	16.2	6.8	0.0	0.0	
30%~	93	78	84	79	49	43	62	37	41	12	5	1	0	
	100.0	83.9	90.3	84.9	52.7	46.2	66.7	39.8	44.1	12.9	5.4	1.1	0.0	
50%~	34	30	28	29	24	26	21	11	17	9	2	0	0	
	100.0	88.2	82.4	85.3	70.6	76.5	61.8	32.4	50.0	26.5	5.9	0.0	0.0	

表9-3 保護者対応専門職員の有無別 入所児童の保護者に対する援助(MA)

	総数	施設で職員と保護者の面接	施設で職員と子どもと保護者との面接	保護者から職員への電話相談	職員と保護者との手紙のやりとり	施設職員による家庭訪問	保護者の施設行事への参加	施設だよりの送付	子どもの写真送付	その他	施設としてはしないが援助が必要な保護者については児相に依頼	何もしていない	
乳児院	合計	97	74	78	72	53	25	84	32	73	19	6	0
		100.0	76.3	80.4	74.2	54.6	25.8	86.6	33.0	75.3	19.6	6.2	0.0
	あり	33	29	27	28	20	15	30	12	25	7	3	0
	100.0	87.9	81.8	84.8	60.6	45.5	90.9	36.4	75.8	21.2	9.1	0.0	
なし	64	45	51	44	33	10	54	20	48	12	3	0	
	100.0	70.3	79.7	68.8	51.6	15.6	84.4	31.3	75.0	18.8	4.7	0.0	

表9-4 保護者援助担当職員に<心理職>の有無別 入所児童の保護者に対する援助(MA)

	総数	施設で職員と保護者の面接	施設で職員と子どもと保護者との面接	保護者から職員への電話相談	職員と保護者との手紙のやりとり	施設職員による家庭訪問	保護者の施設行事への参加	施設だよりの送付	子どもの写真送付	その他	施設としてはしないが援助が必要な保護者については児相に依頼	何もしていない	
児童養護施設	合計	378	312	324	294	182	176	241	122	150	53	33	1
		100.0	82.5	85.7	77.8	48.1	46.6	63.8	32.3	39.7	14.0	8.7	0.3
	あり	34	32	33	30	20	18	23	12	12	6	0	0
	100.0	94.1	97.1	88.2	58.8	52.9	67.6	35.3	35.3	17.6	0.0	0.0	
なし	344	280	291	264	162	158	218	110	138	47	33	1	
	100.0	81.4	84.6	76.7	47.1	45.9	63.4	32.0	40.1	13.7	9.6	0.3	

表10-1 家族の再統合ケースの有無別 入所児童と保護者との関係調整(MA)

		総数	施設内での保護者と子どもとの面会	保護者と子どもとの外出に職員が同行する	保護者と子どものみで外出	週末に子どもを家庭に帰省させる	長期休暇のときに子どもを家庭に帰省させる	子どもが帰省中に職員が家庭訪問する	親子で参加できる施設行事の実施	保護者と子どもとの電話による通信	保護者と子どもとの交通	その他	何もしていない
乳児院	合計	90	87	19	68	45	45	16	63	13	0	19	0
		100.0	96.7	21.1	75.6	50.0	50.0	17.8	70.0	14.4	0.0	21.1	0.0
	家族の再統合あり	35	33	8	27	22	19	9	25	7	0	11	0
		100.0	94.3	22.9	77.1	62.9	54.3	25.7	71.4	20.0	0.0	31.4	0.0
児童養護施設	合計	357	337	41	303	224	297	114	158	316	190	45	2
		100.0	94.4	11.5	84.9	62.7	83.2	31.9	44.3	88.5	53.2	12.6	0.6
	家族の再統合あり	110	108	17	96	75	97	47	57	99	60	15	1
		100.0	98.2	15.5	87.3	68.2	88.2	42.7	51.8	90.0	54.5	13.6	0.9
児童養護施設	合計	247	229	24	207	149	200	67	101	217	130	30	1
		100.0	92.7	9.7	83.8	60.3	81.0	27.1	40.9	87.9	52.6	12.1	0.4
	家族の再統合あり	110	108	17	96	75	97	47	57	99	60	15	1
		100.0	98.2	15.5	87.3	68.2	88.2	42.7	51.8	90.0	54.5	13.6	0.9

表10-2 入所理由が「虐待」のケース割合別 入所児童と保護者との関係調整(MA)

		総数	施設内での保護者と子どもとの面会	保護者と子どもとの外出に職員が同行する	保護者と子どものみで外出	週末に子どもを家庭に帰省させる	長期休暇のときに子どもを家庭に帰省させる	子どもが帰省中に職員が家庭訪問する	親子で参加できる施設行事の実施	保護者と子どもとの電話による通信	保護者と子どもとの交通	その他	何もしていない	N.A.
乳児院	合計	93	88	18	71	47	44	16	65	12	0	19	0	2
		100.0	94.6	19.4	76.3	50.5	47.3	17.2	69.9	12.9	0.0	20.4	0.0	2.2
	10%未満	34	31	6	27	17	17	8	20	4	0	6	0	2
		100.0	91.2	17.6	79.4	50.0	50.0	23.5	58.8	11.8	0.0	17.6	0.0	5.9
	10%~	30	30	5	24	15	14	3	23	7	0	7	0	0
		100.0	100.0	16.7	80.0	50.0	46.7	10.0	76.7	23.3	0.0	23.3	0.0	0.0
児童養護施設	合計	355	334	42	304	229	297	114	156	318	191	47	1	1
		100.0	94.1	11.8	85.6	64.5	83.7	32.1	43.9	89.6	53.8	13.2	0.3	0.3
	10%未満	58	51	8	45	36	46	13	27	49	29	9	0	1
		100.0	87.9	13.8	77.6	62.1	79.3	22.4	46.6	84.5	50.0	15.5	0.0	1.7
	10%~	96	92	7	79	53	76	25	46	84	54	9	1	0
		100.0	95.8	7.3	82.3	55.2	79.2	26.0	47.9	87.5	56.3	9.4	1.0	0.0
児童養護施設	合計	74	69	5	66	54	67	28	27	67	36	12	0	0
		100.0	93.2	6.8	89.2	73.0	90.5	37.8	36.5	90.5	48.6	16.2	0.0	0.0
	10%~	93	89	12	83	64	77	31	44	87	48	11	0	0
		100.0	95.7	12.9	89.2	68.8	82.8	33.3	47.3	93.5	51.6	11.8	0.0	0.0
	20%~	34	33	10	31	22	31	17	12	31	24	6	0	0
		100.0	97.1	29.4	91.2	64.7	91.2	50.0	35.3	91.2	70.6	17.6	0.0	0.0

表10-3 保護者対応専門の職員の有無別 入所児童と保護者との関係調整(MA)

		総数	施設内での保護者と子どもとの面会	保護者と子どもとの外出に職員が同行する	保護者と子どものみで外出	週末に子どもを家庭に帰省させる	長期休暇のときに子どもを家庭に帰省させる	子どもが帰省中に職員が家庭訪問する	親子で参加できる施設行事の実施	保護者と子どもとの電話による通信	保護者と子どもとの交通	その他	何もしていない
乳児院	合計	97	94	19	75	49	48	16	68	13	0	20	0
		100.0	96.9	19.6	77.3	50.5	49.5	16.5	70.1	13.4	0.0	20.6	0.0
	あり	33	33	10	30	24	18	8	27	4	0	5	0
		100.0	100.0	30.3	90.9	72.7	54.5	24.2	81.8	12.1	0.0	15.2	0.0
児童養護施設	合計	64	61	9	45	25	30	8	41	9	0	15	0
		100.0	95.3	14.1	70.3	39.1	46.9	12.5	64.1	14.1	0.0	23.4	0.0

表10-4 保護者援助担当職員に〈心理職〉の有無別 入所児童と保護者との関係調整(MA)

		総数	施設内での保護者との面会	保護者と子どもとの外出に職員が同行する	保護者と子どものみで外出	週末に子どもを家庭に帰省させる	長期休暇のときに子どもを家庭に帰省させる	子どもが帰省中に職員が家庭訪問する	親子で参加できる施設行事の実施	保護者との電話による通信	保護者との交通	その他	何もしていない
児童養護施設	合計	378	358	43	322	241	315	121	169	336	203	48	2
		100.0	94.7	11.4	85.2	63.8	83.3	32.0	44.7	88.9	53.7	12.7	0.5
	あり	34	33	8	29	27	32	12	24	31	23	7	0
		100.0	97.1	23.5	85.3	79.4	94.1	35.3	70.6	91.2	67.6	20.6	0.0
なし	344	325	35	293	214	283	109	145	305	180	41	2	
		100.0	94.5	10.2	85.2	62.2	82.3	31.7	42.2	88.7	52.3	11.9	0.6

表11 入所理由が「虐待」のケース割合別 保護者に対する援助の担当者(MA)

		総数	施設長	副施設長	主任指導員	主任保育士	小児科医	看護婦	精神科医	当該児童の担当職員	心理職	保護者対応専門の職員	児童自立支援専門員	児童生活支援員	ケース対応が違う	その他	援助は行っていない	N.A.
乳児院	合計	93	61	11	9	56	7	36	0	51	4	32	0	1	17	19	1	2
		100.0	65.6	11.8	9.7	60.2	7.5	38.7	0.0	54.8	4.3	34.4	0.0	1.1	18.3	20.4	1.1	2.2
	10%未満	34	28	3	1	18	1	13	0	18	1	12	0	1	5	5	1	2
		100.0	82.4	8.8	2.9	52.9	2.9	38.2	0.0	52.9	2.9	35.3	0.0	2.9	14.7	14.7	2.9	5.9
	10%~	30	16	6	3	20	3	11	0	18	1	10	0	0	8	10	0	0
		100.0	53.3	20.0	10.0	66.7	10.0	36.7	0.0	60.0	3.3	33.3	0.0	0.0	26.7	33.3	0.0	0.0
	20%~	18	10	1	2	10	3	5	0	8	1	9	0	0	2	1	0	0
	100.0	55.6	5.6	11.1	55.6	16.7	27.8	0.0	44.4	5.6	50.0	0.0	0.0	11.1	5.6	0.0	0.0	
30%~	11	7	1	3	8	0	7	0	7	1	1	0	0	2	3	0	0	
	100.0	63.6	9.1	27.3	72.7	0.0	63.6	0.0	63.6	9.1	9.1	0.0	0.0	18.2	27.3	0.0	0.0	

表12 家族の再統合ケースの有無別 保護者への援助における困難(MA)

		総数	保護者が精神的な障害を持っている(疑いがあ	保護者が子どもの強引な引き取りを要している(疑いがあ	保護者が子どもの家庭復帰に消極的である	保護者の育児不安が強い	保護者による子どもの暴力がみられる	保護者による施設(職員)への暴力がある	保護者が知的な障害をもっている	保護者の育児・意欲が低い	保護者の経済状況が悪い	保護者以外に協力体制をとれる親族がいない	住居が不衛生な状況にある	保護者とのコミュニケーションが困難である	保護者に虐待の認識がない	保護者が育児に関する知識に乏しい	保護者による性的虐待がある	子どもが親に拒否的である	他機関との連携が困難である	その他	N.A.
乳児院	合計	90	56	33	6	9	11	16	5	23	0	23	45	12	3	8	0	0	0	0	
		100.0	62.2	36.7	6.7	10.0	12.2	17.8	5.6	25.6	0.0	25.6	50.0	13.3	3.3	8.9	0.0	0.0	0.0	0.0	
	あった	35	23	19	0	4	4	2	6	4	2	5	0	11	17	4	0	3	0	0	
		100.0	65.7	54.3	0.0	11.4	11.4	5.7	17.1	11.4	5.7	14.3	0.0	31.4	48.6	11.4	0.0	8.6	0.0	0.0	
なかった	55	33	14	6	5	7	3	5	12	3	18	0	12	28	8	3	5	0	0		
	100.0	60.0	25.5	10.9	9.1	12.7	5.5	9.1	21.8	5.5	32.7	0.0	21.8	50.9	14.5	5.5	9.1	0.0	0.0		
児童養護施設	合計	357	188	109	46	17	44	14	44	93	23	49	9	86	177	17	58	49	9	14	5
		100.0	52.7	30.5	12.9	4.8	12.3	3.9	12.3	26.1	6.4	13.7	2.5	24.1	49.6	4.8	16.2	13.7	2.5	3.9	1.4
	あった	110	58	37	14	8	16	6	9	25	5	14	4	24	63	4	16	15	3	6	1
		100.0	52.7	33.6	12.7	7.3	14.5	5.5	8.2	22.7	4.5	12.7	3.6	21.8	57.3	3.6	14.5	13.6	2.7	5.5	0.9
なかった	247	130	72	32	9	28	8	35	68	18	35	5	62	114	13	42	34	6	8	4	
	100.0	52.6	29.1	13.0	3.6	11.3	3.2	14.2	27.5	7.3	14.2	2.0	25.1	46.2	5.3	17.0	13.8	2.4	3.2	1.6	

表13 家族の再統合ケースの有無別 連携をとったことがある機関(MA)

		総数	児童相談所	福祉事務所	子どもが通う学校	保健所	警察	病院・医療機関	保育所	幼稚園	他の児童福祉施設	弁護士	児童家庭支援センター	民生・児童委員	その他	連携をとったことがない	N.A.
乳児院	合計	90	89	55	0	65	27	64	49	4	31	8	5	30	12	0	0
		100.0	98.9	61.1	0.0	72.2	30.0	71.1	54.4	4.4	34.4	8.9	5.6	33.3	13.3	0.0	0.0
	家族の再統合あり	35	34	25	0	28	14	27	24	2	16	6	4	12	7	0	0
		100.0	97.1	71.4	0.0	80.0	40.0	77.1	68.6	5.7	45.7	17.1	11.4	34.3	20.0	0.0	0.0
家族の再統合なし	55	55	30	0	37	13	37	25	2	15	2	1	18	5	0	0	
	100.0	100.0	54.5	0.0	67.3	23.6	67.3	45.5	3.6	27.3	3.6	1.8	32.7	9.1	0.0	0.0	
児童養護施設	合計	357	353	205	239	108	101	172	61	67	61	33	17	127	20	1	2
		100.0	98.9	57.4	66.9	30.3	28.3	48.2	17.1	18.8	17.1	9.2	4.8	35.6	5.6	0.3	0.6
	家族の再統合あり	110	109	65	81	41	38	57	25	22	26	17	9	49	8	0	1
		100.0	99.1	59.1	73.6	37.3	34.5	51.8	22.7	20.0	23.6	15.5	8.2	44.5	7.3	0.0	0.9
家族の再統合なし	247	244	140	158	67	63	115	36	45	35	16	8	78	12	1	1	
	100.0	98.8	56.7	64.0	27.1	25.5	46.6	14.6	18.2	14.2	6.5	3.2	31.6	4.9	0.4	0.4	

表14-1 家族の再統合ケースの有無別 連携がとれない機関(MA)

		総数	児童相談所	福祉事務所	子どもが通う学校	保健所	警察	病院・医療機関	保育所	幼稚園	他の児童福祉施設	弁護士	児童家庭支援センター	民生・児童委員	その他	連携をとったことがない	N.A.
乳児院	合計	90	11	5	1	3	5	10	2	0	3	4	0	5	6	3	52
		100.0	12.2	5.6	1.1	3.3	5.6	11.1	2.2	0.0	3.3	4.4	0.0	5.6	6.7	3.3	57.8
	家族の再統合あり	35	7	3	0	0	2	4	1	0	1	0	0	0	6	0	18
		100.0	20.0	8.6	0.0	0.0	5.7	11.4	2.9	0.0	2.9	0.0	0.0	0.0	17.1	0.0	51.4
児童養護施設	家族の再統合なし	55	4	2	1	3	3	6	1	0	2	4	0	5	0	3	34
		100.0	7.3	3.6	1.8	5.5	5.5	10.9	1.8	0.0	3.6	7.3	0.0	9.1	0.0	5.5	61.8
	合計	357	48	21	13	13	21	24	3	2	5	21	7	41	53	10	170
		100.0	13.4	5.9	3.6	3.6	5.9	6.7	0.8	0.6	1.4	5.9	2.0	11.5	14.8	2.8	47.6
児童養護施設	家族の再統合あり	110	17	10	4	7	6	12	2	1	1	13	3	15	16	4	44
		100.0	15.5	9.1	3.6	6.4	5.5	10.9	1.8	0.9	0.9	11.8	2.7	13.6	14.5	3.6	40.0
	家族の再統合なし	247	31	11	9	6	15	12	1	1	4	8	4	26	37	6	126
		100.0	12.6	4.5	3.6	2.4	6.1	4.9	0.4	0.4	1.6	3.2	1.6	10.5	15.0	2.4	51.0

表14-2 入所理由が「虐待」のケース割合別 連携がとれない機関(問12)(MA)

		総数	児童相談所	福祉事務所	子どもが通う学校	保健所	警察	病院・医療機関	保育所	幼稚園	他の児童福祉施設	弁護士	児童家庭支援センター	民生・児童委員	その他	連携をとったことがない	N.A.
乳児院	合計	93	11	6	0	3	4	11	2	0	3	4	0	6	7	3	54
		100.0	11.8	6.5	0.0	3.2	4.3	11.8	2.2	0.0	3.2	4.3	0.0	6.5	7.5	3.2	58.1
	10%未満	34	3	2	0	1	1	4	2	0	1	1	0	2	1	2	21
		100.0	8.8	5.9	0.0	2.9	2.9	11.8	5.9	0.0	2.9	2.9	0.0	5.9	2.9	5.9	61.8
	10%~	30	3	3	0	2	0	2	0	0	2	1	0	3	3	1	19
		100.0	10.0	10.0	0.0	6.7	0.0	6.7	0.0	0.0	6.7	3.3	0.0	10.0	10.0	3.3	63.3
	20%~	18	3	1	0	0	3	4	0	0	0	0	0	0	2	0	8
		100.0	16.7	5.6	0.0	0.0	16.7	22.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	44.4
	30%~	11	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	1	0	6
		100.0	18.2	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0	0.0	0.0	18.2	0.0	9.1	9.1	0.0	54.5
児童養護施設	合計	355	49	24	12	12	24	26	2	1	6	21	9	43	52	10	163
		100.0	13.8	6.8	3.4	3.4	6.8	7.3	0.6	0.3	1.7	5.9	2.5	12.1	14.6	2.8	45.9
	10%未満	58	8	1	0	0	2	2	0	0	1	1	1	2	14	2	31
		100.0	13.8	1.7	0.0	0.0	3.4	3.4	0.0	0.0	1.7	1.7	1.7	3.4	24.1	3.4	53.4
	10%~	96	11	4	3	2	6	10	1	0	1	7	5	11	10	3	46
		100.0	11.5	4.2	3.1	2.1	6.3	10.4	1.0	0.0	1.0	7.3	5.2	11.5	10.4	3.1	47.9
	20%~	74	11	8	0	4	2	3	0	0	1	4	0	11	11	4	32
		100.0	14.9	10.8	0.0	5.4	2.7	4.1	0.0	0.0	1.4	5.4	0.0	14.9	14.9	5.4	43.2
	30%~	93	13	7	6	2	11	5	1	1	1	4	0	11	11	1	45
		100.0	14.0	7.5	6.5	2.2	11.8	5.4	1.1	1.1	1.1	4.3	0.0	11.8	11.8	1.1	48.4
50%~	34	6	4	3	4	3	6	0	0	2	5	3	8	6	0	9	
	100.0	17.6	11.8	8.8	11.8	8.8	17.6	0.0	0.0	5.9	14.7	8.8	23.5	17.6	0.0	26.5	

表 15 乳児院における虐待をした保護者への援助（事例及び自由記述より）

	援助の実際・うまく進んだ理由	問題点・課題
<p><入所前> <入所直後></p>	<p>関係機関との連携 児相、保護者、施設が期間を限って、家庭復帰ができるかどうか問題点をはっきりとさせる必要がある。</p> <p>親のアセスメント 様々な親への多様なかわり方が求められる。</p>	
<p><入所中></p>	<p>①親自身の気持ちの変化</p> <p><虐待の認知・反省></p> <ul style="list-style-type: none"> 骨折を知ってからの反省も深く、早く引き取りたいこともあり非常に熱心に子育て実習する。 母親が虐待についても十分に反省 父親が虐待していたことに対し反省し、認める。 <p><虐待を責めない></p> <ul style="list-style-type: none"> 母が子どもに気持ちを向けられるように、虐待のことは問題にしなかった。 <p><施設に対する信頼感の構築></p> <ul style="list-style-type: none"> 現在子どもにとって乳児院がよい状況であることを認識してもらった。 保護者が援助を求めようと思う気持ちになった。 園の処遇に安心感をもてるように、家庭からの問合せや面会の際には、子どもの様子を報告、説明。 早期に施設への信頼感を父母が持てた。 <p><子どもへの愛情の確認・醸成、責任感></p> <ul style="list-style-type: none"> 母の本児への思いが強かった。 施設が子育てを共にすることで、母親が自信を持つようになる。昔は、不安があると祖母に任せていた(祖母に頼り、祖母の言う通りになっていた)ことを、母親を中心にしたことで意識が高まった。 <p><虐待をしていない親の認識></p> <ul style="list-style-type: none"> 父親が虐待の原因の理解をし、育児の手伝いをするようになった。 <p>②親自身の問題の解決(→他機関との連携)</p> <p>経済状態・就労等の問題解決</p> <p>親の受診</p> <p><親へのカウンセリング・相談></p> <ul style="list-style-type: none"> 母が面接中に「自分もケアが必要ななんです」と言われたので、児相の心理によるカウンセリングを紹介した。 母親が自分の育ちを押えることができた。 地域で孤立していないことをわかってもらった。 	<p>保護者への援助の難しさ</p> <p><虐待の否認></p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待をしているのに、虐待の事実を徹底してかくす親。対応次第では面会に来なくなる。 虐待していることに対する保護者の認識が低い。 保護者が虐待を否認しているケースは、援助を拒否され、強制的な引取が行われ、その後の情報も入らず心が残る。 <ul style="list-style-type: none"> 保護者が施設側の援助を受け入れる気持ちがあるときは関係はよいが、自分に都合が悪くなったり、うるさくなると受け入れてくれなくなる。 父兄(両親)と接していると、自己表現が上手でない方が多いと感じている。 親への介入はあっても受け入れるところが不足している。親の問題に気付いても、親の受け皿がない。 面会がない、連絡がつかない保護者との信頼関係を築くのがむずかしい。 ネグレクトの親への援助について対話を常に心がける中から、子どもの成長を共有して子育ての気持ちをもたせていきたいと思うが、状況的になかなか前進が難しく苦慮している。 <p>・保護者の精神不安を含む精神疾患が増え、これをベースに種々の問題が絡んでいる中、日々その対応の難しさを感じる。こちらが、善意で発した言葉が裏目にとられたり、つい、常識的に判断して言ったことがかえって相手を傷つけてしまったりと、失敗することもある。</p> <p>・精神疾患のあるケースの対応も、子どもとの関係をつけにくく難しい。</p> <p>・虐待をした親への援助は、多大な労力と時間が必要と思われる。その間、子どもの健全な育ちを保障しなければ、またさらなる世代間連鎖をうむことになる。</p> <p>・離婚問題がからんだ親。子どもの入所中に離婚</p>

<夫婦間・祖父母との関係等家族関係の調整>

・親業講座を通して夫婦の振り返りの機会ができた。
・祖父に対し祖父としての自覚を持てるよう助言をした。まわりから差しのばされる援助の手に心を開いた。

・祖父と母親との関係修復の手伝いをし、祖父の協力が得られるようになった。
・父が母に対して冷たく、再婚を考えているようだと言った施設長に打ち明けたことで、父への力づけや、児の幸せに対する親の大切さを話し合うなど相互の援助を行った。

③子ども自身の問題の解決

<愛着形成>

担当保育士との愛着形成の心のケア。本児の自立を待ちつつ、定期的に外泊を続け、徐々に愛着を母親へ移行。

<育てにくい子ども・双生児>

双生児の育児の大変さが起因している

④養育指導（子育て実習）

<他児との交流>

・保育の指導と実際について、本児や他児と共に体験させ、保育の楽しみや環境、特に人的環境の重要性を指導。

・他児との交流の中での体験学習により、母親が本児の特別視が間違っていたことを認識できた。

・母を実習生のように子どもと関わらせること。児に限らず、他児との接触もした。

・育児は誰にとってもたいへんであることを体験してもらった。

・両親、特に母親の育児に対する意識の改善

<調理実習等>

・栄養士による食事指導を退院までに4,5回(週1回)実施。

・食事等具体的な育児アドバイス・指導

・アレルギー除去食の指導

・食事づくりはあまり好きでなく、そのことから調理実習をする。検便の検査をしてから2日間実習。

<発育・発達認識>

毎月本児の発育経過を報告

⑤親子の関係修復

<保護者の姿勢・希望>

家庭引き取りに前向きな姿勢

入所後、職にも就き、親から引取り希望の話が出る。

<子どもとの面会>

・最初は生活の場で子どもの様子を報告しながら面会をしてもらい、何回か重ねた後は、面会室にて家族のみで過ごしてもらう。

成立した時など、面会時の対応が難しい。

・家族同士の関係が悪く、子どもの取り合いに来るようなケースの対応が難しい。

・複雑な家庭環境であるケースが多いため、定期的な面接や継続的な育児アドバイスをを行うことが難しい。

・保護者が精神病があり、引き取りを希望するが、実際には家族等からの協力が得られないため引きとれないケースもあり、援助のむずかしさを感じている。

・施設職員と保護者との間に、「共に協力して子どもを大切に育てよう」といった姿勢が重要であるが、実質は、なかなか両者が対等な関係になり得ていない。そこには、保護者の心の中に、「我が子をあずかってもらっている事に対するひきめ」があり、施設職員の中には、「本当の親ではないけれど、子どもを精一杯大切に育てているのだ」といった自負が強いような気がする。虐待をしている親に対しては、なおさら、「子どもに暴力をふるう親は許せない」といった感情が強く働き、職員自身が担当児を可愛がれば可愛がるほど、保護者を拒絶してしまう面が多く見られる。知識のレベルでは、「虐待している親も、また被害者の一人なのだ」と理解しようとしつつも、感情のレベルでは虐待する親に対する軽蔑や、拒絶する心が多くあるように思われる。

・入所児の日常的な養育と保護者への育児指導との進め方での人員配置と育児指導体制、指導内容が確立できていない。

・入所すると後は施設が養育し、自己には関係ないという保護者が多く見受けられる。

預けっぱなしで面会に全く訪れない保護者の対応に苦慮している。

・子どもに面会に来た親が、自分の生んだ子だから、「おいで」と手を差し延べれば、当然わが子は飛んで来てくれると思っていたのに、手を差し延べたら我が子は、泣きわめいて職員に抱きついて行ってしまふ、という光景をよく目にする。なかには、「こんな子可愛くない」と言って帰ってしまった親もいる。

・面会時の対応、抱き方、首がすわらない時の抱き方の指導等、面会時には職員がそれとなく様子や言動を把握する。

・目を離さないようにしながら、職員に対して負い目を感じている父に対して、周りに気を遣わず、ゆったりと面会できるように雰囲気や明るい会話に努めた。

・母方祖母との面会

・虐待をした父親一面会を段階的に慎重に試みる。

・再婚相手と面会を促し、関係作りがうまくいき、養子縁組成立した。

<母子関係の維持>

父親による虐待で、母との面会を毎日(1~2回)受入れる(次第に子どもの不安定要因となる)。

<保護者との面接>

・当初5回目までの面会の折、児相の担当、係長、専門指導員にも同席してもらい、話合いを持つ。

1~2回まで母親からの母乳まで持参していただいた。

・内縁の夫と面接(父親としての責任感、厳しい論理についての意見交換)。内縁夫の加増との話合いを実施。協議し、協力や理解を得た。

・父親が本児発育上の問題点と母親の病状を理解でき、治療への協力意識を持てたこと。

・児相も施設も両親が子どもへの愛情を持っていることを理解し受入れた。

・はじめ、被害者意識が強く、関係機関に拒否的であったのが、一年経過したことで受容的に変わり、子どもの引取りに向けて方向性を自ら見いだせた。

<職員の対応を統一>

・担当職員他全職員で同じ方法で父母家族に接した。

・施設内での対応統一(保護者に対する姿勢、受け答えの仕方、連絡(報告)の手順等)も非常に重要。

⑥関係機関との連携<児童相談所>

<情報交換・情報の共有>

・本児、家庭状況、乳児院来院時の母子の様子を随時報告。外出、外泊日誌を母親、乳児院職員が記載し、児相に提出、指導の参考とする。

・CWと家族の面接後の方針について報告を受ける。

<面接への立会い>

・定期的な発達診断と3か月に一度、両親とCW、施設三者で母親の治療経過と病状の確認、及び本児の成長の確認をした。三者で定期的な引取りに向けての現状の評価をして行った。

・児相との定期的な話合いの場の設定、進行。

人員配置

・通常の業務が成り立たなくなるくらい、電話の対応、面接などに時間が取られる。

・担当職員と保護者との関係は大変重要で、個々の細かいことでは、児相よりも施設職員の方がよい場合もある。職員による家庭訪問により家での指導等大変重要であると思われる。

・職員の勤務体制が難しくなった。保護者の対応に数を取られると、現場が廻らなくなっている。今の労働基準(週40H)の中で、どう職員を配置してゆくのかわずかな補助金(一人雇える程度)だけでは、現場と保護者対応は両立できない。職員のオーバーワークを強いるだけにしか方法はない。よって、施設長、主任保育士が動くようになる。

・家庭訪問は入所中においても他機関との連携がとりにくい。

・専門の職員がいない。

・保護者への電話、面接時などの相談・援助業務、関係機関との調整業務などで時間をとられ、ともすると日々の児童の処遇の低下を招いているのも現実。現場では、児童の処遇、家族への援助などで、多忙の極にある。

・心理療法実施が申請すれば可能となったが、まず入所施設の把握をし、理解して、治療を行ってくれるスタッフを捜すことの困難さ。そして、申請については、10人以上の対象者(しかも、乳児院に関しては、対保護者が主なクライアント)と限定されていることについて、配置したいができていくというのが現状。いつ困難なケースが入所するかわからない施設にとっては、人数ではなく、ヨーロッパのように常駐しておくべき。又ネグレクトの保護者が多い中、児童に対しても対象枠を広げてほしい(発達援助として)。困難なケースは、専門家に助けてもらいたいと思っている。

・関係機関との連携ができていないため(特に児相)、問題の共有ができず援助がおくれてしまう。

・保護者の援助は、施設のみではなく、関係機関と協議して進められるべきだと思うが、児相においても単独で動かれることが多く、ネットワークがとりづらい。

・保護者の抱えているリスク(経済的、精神的)を軽減するには、多くの機関の連携が必要である。1つのケースにつき、どのように各機関が援助を展開するのか、統一的に調整するコーディネーターのもとに、施設の役割の位置付けをしていくことが重要。

<CWと家族の面接場所の提供>

<役割分担>

- ・今後の方針について児相から説明、相談、指示が細やかに行われた。
- ・児相（心理職）が母親のカウンセリングを担当
- ・父親への虐待に対しての指導、家庭で受入れるための調整、祖父母への協力指導
- ・生活基盤の確立
- ・実父の養育費、引取り等の調整

⑥その他の社会資源の活用・連携

保健師
保育所
精神科医（担当医）
小児科主治医
地域子育て支援センター
保健福祉センター
子ども家庭支援センター
福祉事務所
医療機関
更正相談所
婦人相談員
家庭児童相談員
民生児童委員
主任児童委員
小児療育センター 等

<信頼関係を築けている人を媒介として>

- ・入所時に同行してくれた保育園の担当者がクッション役となってくれたことで少し安心したようだ。

医療機関での説明

- ・医療機関での説明を父母と共に聞き、理解することで時の現状把握をもらった。首がなかなかすわらないことに（脳頭蓋内出血、脳挫傷、眼底出血等あり）、父母の疑問が強くなり、医療機関からの報告をわかりやすく説明。

虐待ネットワーク会議

- ・関係機関が一堂に会するネットワーク会議を定期的に行われ、適正な処遇が実施された。関係機関のそれぞれが家族における役割を分担し、いろいろな側面から情報が収集され、虐待ネットワーク会議で見解が統一された。

<p><退所前></p>	<p>外出</p> <p>外泊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験のために外泊を試み、父方実家に両親の保育の様子を観察していただき、児童相談所にも外泊中、毎日様子観察を依頼。 例) 面会を3か月重ね、十分に見極めた上で外出を週1回を1か月、その後週2回を外泊を2か月というふうに段階を踏んで家庭復帰を目指した。 ・面会、外泊を通して、母親は子育てに自信をもち、両親共に本児への愛情が形成された。 ・短期の外泊(1週間)扱いで、生活実態を見相が確認後、措置解除。 ・外泊中は見相に家庭訪問をお願いし、報告を受けるようにした。 ・面会→外出→週末外泊 の定期化 <p>家庭の協力体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母方祖母、母の姉が協力的で通院で保育を学び、母の実家に本児を引き取り。 ・両親、祖父母の連携もうまく取れ、他市の祖父母宅で母と共に育児、母親の精神面の協力をしてもらう。他市児相への協力要請。 ・保護者から家庭に引き取りたい希望があり、子どもにとってもそれが良いと判断した場合でも、以前とまったく同じ保護者の状況、家庭環境に帰すのではなく、見相の方できちんと伝え、サポート体制をつけ(条件をつけ)、家庭に戻れるようにしたい。 ・退所に向けての親業講座(6日間)を見相、施設、父親の三者で勧め、受講した。6回のセッションにCWも参加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院在院中には期間が短すぎて、問題解決は中途半端に終わる。 <p>計画「子育て宿泊」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所児の一時帰宅にあたっては、原則的に親が数日間当施設に宿泊して、子どもと生活をともにしながら、①親は自分が生んだ子だから、わが子として認識できるが、子は生活をともにしていない親を親とは認識しておらず、子にとっては他人であることを、先ず親に認識させること。②その認識をしたうえで、生活をともにしながら辛抱強く親子のコミュニケーションを図り、親子関係を作り上げていく。 この子たちが両親の家庭に帰れるよう、親に当施設に泊り込んで、子どもと生活を共にしながら、子育ての技術や知識を学んでもらうことにした。親に合わせた子育てのプログラムをたて、毎月1週間程度少なくともこれを2、3回、親によっては5、6回行う計画をしている。 ・父兄の面会や電話などは、いずれも短時間であったり、生活場面での実態が充分把握できないところがある。そうした中で、措置変更・解除が行われることは、多分に危険があると思われる。 ・児童施設として基本的には児童の権利の側につくのだが、家庭復帰などの問題が出てくると保護者の側にも立たなくてはいけなくなる。虐待という問題を通して見た時両親はお互いに並び立つことが少ないのが常であり、見相の早期問題解決の姿勢も納得のいくものではない。 しかし措置権として、施設側には何の権限もなく、もっと他職種同士、対等の中で多くのカンファレンスを持つ必要があるように思えてならない。
<p><退所後></p>	<p>祖父母等の親族の協力体制の構築・活用</p> <p>地域での見守り体制の確立</p> <p>民生児童員が見守った。 地域(保健所・保健師)のケアが得られた。</p> <p>関係機関等でフォロー検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見相、保育所、保健師のアフターケアも得られる状態になり退所。 ・当院の家庭支援専門相談員と担当保育士による家庭訪問などのアフターケア。 ・乳児院における親と子ども双方への援助が地域の保健所に引き継げるよう、保健所との連絡を密にした。 <p>社会資源の代替</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所入所決定がなかなか出ないために、母と本児を約1か月間通園状況にして支援。 	<p>フォローできるネットワークが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SOSを受けられる信頼関係を築きたいと思うが、子どもを入所させ、面会に通うことはペナルティを課せられたことであり、特に虐待の場合は(里親さんの場合も)退所後はいい報告になりやすく、小さなSOSを見落としてはいけない。 ・民生委員は地域においてどの程度動いているのかわからない。非常に働いてくれる人達もありとても助かっているところもあり、保護者と連絡できない時は、どこに伝えるのか、その土地で働ける人ももっとほしい。 ・援助の必要な保護者ほど、連絡など関係が薄くなってしまいうです。また、広域的施設のため、地理的、経済的(保護者が施設へ来るなど)な面で困難なことがある。 ・退所後は見相の責任の中で行われるので訪問文通は控えている。

表 16 児童養護施設における虐待をした保護者への援助（事例及び自由記述より）

	援助の実際・うまく進んだ理由	問題点・課題
<p>＜入所前＞ アドミッション・ケアの段階 ＜入所直後＞ インケアに際して</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・直接処遇職員は、入所が決定する段階ではまだ子どもや保護者との接触はほとんどない。たとえば入所施設が決定した段階で、施設紹介も兼ねて直にお話する機会の設定でもあれば、お互いの率直な意見や考えがとりあえずは表面化するのではないかと思う。このように事前に面識がある事で、入所当日の緊張感は少なくなり、より理解が深まるのではないか。 ・虐待ケースの親に対して、児相で告知、認識してもらおう働きかけがある事が前提であるが、その事が充分になされていないなかったり、認識させる事により関係が断絶した親に対して、専任職員の配置すらない施設側としては、援助に限界がある。 ・高年齢児（義務教育終了以降児童）の虐待については、児童本人の言い分が重視されるようである。しかし、児童の状況から必ずしも親に一方向的に問題があるとは思えないケースが多い。保護者へのケアということも含めて、事前の家庭調査が十分に行われる必要がある。 ・虐待ケースで、親と一度も面会したことのないケースが何件もあり、児童の進路、処遇をすすめる際に大きな支障となっている。 ・入所の際、児相の方で親に対して「虐待」を認知させずに入所させるケースがあり、家庭復帰、親への援助がうまく図れない場合がある。
<p>＜入所中＞ インケア中</p>	<p>親自身の気持ち・変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母親が再婚する意志をかため、本児の引き取りも視野に入れ、積極的な関わりをもってくれた。 ・本児の入院時の付き添いを通して母の理解が進んだこと、本児の成長が大きい。 ・援助に当たる人々に信頼関係を築くことができた。 ・母は児相を嫌い、施設との関係づけを望む。 ・施設のかかわりの信頼関係ができて、母も子ども達のために計画的に生活の改善につとめた。 ・子どもたちの成長ぶりに施設側に対しても感謝されるようになり、生活改善もされ、母親としてのケア、愛情が伝わってくるようになった。 ・実母が本児たちとの関係再構築に意欲があったので、条件を付けながら約3年間にわたり、徐々に関係を作っていた。 ・母自身に虐待の意識があり、自らの申し出で入所。 ・本児が1週間程度入院することがあり、夜の付き添いを母に依頼。1週間のうち、半分ほど母が付き添う。状況的にも母も優しく接することができ、本児も十分甘えた様子。 ・面接当初、この子の育てにくさを母に報告。そのことから母の対応が柔らかくなり、施設にも心を開いたように思われる。 ・小児ぜんそくに対する献身的な対応に共感をおぼえ、母は協力的になる。 ・父の施設に対する信頼感が築け、本児の意思を尊重して継母との離婚が決意できた。 ・施設も一緒に子どもを育てているという実感 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の施設に対する理解度、協力体制の在り方、子どもに対する関心度、又は愛情の度合い等々、各々の保護者の意識の違いによって施設としてためし得る対保護者援助は異なってくる。施設としては一定の理想的モデリングを追及しつつも、現状把握に努め、柔軟に対応せざるを得ない状況である。要は、保護者への啓発（子育てに対する）活動を活発化し、（行政、司法も含めて）保護者への子育ての重要性を周知して行くことに他ならないだろう。 ・施設側がやっている処遇生活について、やたらけちをつけ、それを一つの理由として引き取りとうとする所である。 ・保護者の現状はほとんどが生活力に乏しく、子どもの育成に関心、興味を持って施設と付き合ってくれる親がほとんどいない。あまり無理を強いると施設から遠ざかっていくことが多く、言いたくも言えないことがつらく感じる。 ・親権の一時停止等を含めた法整備が必要であり、虐待を虐待と保護者に認識してもらおうペナルティと、親としての役割や子どもについての学習を通して、もう一度子育てのし直しができるようなシステム作りが急務だと考える。 ・定期的な面会、週末一時帰省を利用しながら、家族の再統合、家庭支援を図っていきたいが、一部児童のみに限られ、本来必要とする児童、家庭への支援が出来にくい状況にある。

を母親がもった。

・継父が実子から「反抗する子ども」の姿を学んだ。

家族との面接

・施設と両親の信頼関係ができ、両親の精神的な安定に伴い、本児の受入れも容易になってきた。

・母親の相談(苦情も含めて)に全施設あげて取り組んだ。

・施設職員の家庭訪問。家庭にいる弟の子育て相談。学校行事への参加等呼びかけを数多く行う。

・母親の自立に向けて園長と担当職員が関わりを持つ。担当保育士と文通するなど、連絡・相談が常になった。

・継母、祖母との面接。継母への生活指導。

・保護者に対して家庭の立て直しを働きかけ、子どもを引き取れる方向に導く(明石震災)。保護者に一人ずつでも引取りたい意向が出てきた。

・苦しい生活体験をされた母の話を園長の方でゆくり聞く。

・父親への生活改善や養育参加の必要性をきちんと伝えることと、子どもの愛くるしさや成長の楽しみを訴えることで、父性の重要性や存在感が生じてくるよう職員・CWが協力できた。

・虐待をしていない親へのアドバイス

・週1回の実父(虐待をしていない方の親)による面接

・母が児相、施設と関わることで、虐待を認識するようになった。周りの指導により、子どもとの距離感がつかめるようになった。

・両親共に本児に対する愛情はあり、表現方法を細かく伝えることで親子関係の再構築が可能となった。

・母の自活への動機づけ。

・まず父親の価値観、考え方を認め、人間関係をつくり信頼を得たこと。外国人だったこともあり、まったくこちら側の考えを押しつけるだけでなく、向こうの意見も聞き入れ徐々に心を開いた。

・フィリピン人スタッフや担当職員によるカウンセリングによって、子どもの接し方に変化が出てきた。夫との関係、生活上の不安等々が子どもへの虐待となって表現されていたことに本人も気づく。

家族への連絡

・月に一度園で発行する〇〇通信や、子ども自身の近況を知らせる〇〇通信を送り、園長や担当のコメントも入れた。

・父親への働きかけ(面会、電話、手紙等で)本児への関わり、自覚を促した。

・家庭通信の送付、学校行事への参加を促した。

・母親の気持ちを一番に考え、園側からの面会、帰省を強要せず、通信(月1回、担当、本児から)で本児の成長の様子を伝えていった。

・子どもの実態の変化(陳謝の言語化、表現力、学力アップ、問題行動の消滅、集団内での対応

・相談所に訴えがあり、児童を保護、入所させる方向で相談を進める中で、どうしても親に対して虐待である旨を認識させることが良い方向に向かないケースも多く、相談所も苦慮しているが、その事が原因で入所後施設が親との関わり方で問題が生じる。

・虐待をする保護者への対応については、女性の保育士は多少ながら恐怖感を持っているので、自ずと消極的になる。

・特に、虐待で入所してきた子どもの保護者への対応にはほとんど手を焼く。とにかく、人の意見は聞かず自分の主張ばかりで、地域社会においても孤立しているので、人に対する不信感でいっぱい、とにかく難しい。

・関係再構築についてはタイミングも重要なポイントであり、対保護者への法的裏付けがあると積極的な動きも可能となり、効果が得やすいと思う。

・保護者の施設現場への導入が重要。虐待ケースの場合、特に母親の母性が育っていない場合が多い。母性は、子どもとの関わりなくしては育たないと思う。外泊を奨励するだけでは、十分ではなく、また虐待の場面の再現も考えられ不適当。保護者を施設ケア場面に導入することにより、母親は関わりの技術を学習する(実習生やボランティアが学習するのと似ている)。同時に、施設自身が父性(生活の枠組み)の役割を果たすため、母性での関わりができるため、母親の母性を伸ばすのに有効である。他児との関わりの中で、母性の確認をするケースも多々ある。

・職員に余裕がなくなると、保護者を「悪者」扱いしてしまう時がある。気をつけなければならない。

・施設が虐待をする保護者を、子どもを虐待する加害者であるという認識を変える必要があるだろう。「お母ちゃんは、間違っていた部分もあったけど、よい部分もいっぱい持っているんだ」という認識で接することが重要では…。

・子どもへの要求水準が高すぎる事や、育児体験が極めて貧弱な親への対応は、未婚の若い職員には共感し共有するのは難しい。

・離婚調停中の被虐待児童の両親への対応は、施設として確たる方針を示す必要性を感じる。

・職員と保護者とのコミュニケーションをいかに取るか。子どもと保護者との気持ちの整理をどのようにつけていけるか。保護者が安心できる援助機関との連携をどのように図るか。保護者と子どもの気持ちがあうまく一致するタイミングを逃さずに援助するための準備として必要な点は?

・施設の方針を理解してもらえない。施設の方針と異なることを子どもに言い、迷わせる。

・良好な親子関係の構図を図るにあたり、当施設では帰宅や面会などを実施しているが、関係が修

力など)の変化を如実に親が知ることによって、子どもの能力や可能性、多面性を信じていることができるようになった。

- ・本児の特性を最も把握している施設職員が家庭訪問を重ねることが大きい。一緒に生活しているため、児相職員よりも熱意がある関わりが成功の原動力(児相は終始受け身)
- ・祖母や母への育児助言
- ・母が再婚するまで継父と共に子どもたちとの面会や外出泊、施設や学校行事への積極的な参加と交流を施設の方から促し交流を深めた。
- ・利用施設としての認識を持たせる。施設の方針の理解を得るための話し合いをもつ。

子どもの状況と意向の確認・把握

家族との可能な交流段階の見立て・把握

- ・母親からの面会、引取り要求が続き、本児も拒否していた。担当職員が調整を続け、園内での面会を増やした。家庭訪問も必要な都度行った。
- ・母は日本語も下手で、日本語になじんだ本児との意思疎通も困難。母子関係を維持するために面会を繰り返した。
- ・施設の間立会いのもと、話し合いの場を何度も設けた。

家族に対する現在の評価、子ども状態、交流段階と流れの説明

- ・転職の援助を行い、施設近隣に転居。その後母子関係を深め、母親に意欲をもたせた。
- ・母親が骨折入院した時に、本児を連れてお見舞いに行った。
- ・母親の定期的な面会があったため、子どもの様子などについても職員の方からきちんと伝えることができ、共に育てていこうという協力体制ができた。
- ・問題は母親と祖父にあるとターゲットを絞り、関係修復のため指導員と担当保育士による面会、話し合いがなされる。
- ・母親との関係作りにおいて、気楽に話ができる雰囲気作りに配慮。子育て不安を抱きやすいことに対し、話(聞き役)相手になり、時にはアドバイスした。

関係機関との連携(役割分担・協働)

- ・児相 CWには家庭訪問に通ってもらった。
- ・病院泌尿器科からの紹介で、精神病院の心理療法士と関わりができ、援助、アドバイスが適切にあり、あわてず本児と関わる事ができた。
- ・両親へ連絡してもなかなか応じてくれないため、児相からの呼び出しを依頼。
- ・帰省時の家庭訪問を児相が担当。
- ・児相職員と施設職員で家庭訪問
- ・母子関係強化(施設と児相からの働きかけ)
- ・母親の心理面でのサポート。母親に対してカウンセリング等は十分にできなかったが、児相や施設が悩みを聞くことで引取りに向けて気持ちの整理ができた。子どものカウンセリング担

復されるどころか愛情欲求が満たされないまま施設に戻り、欲求不満を表出する児童もいるため、保護者への指導が必要である。

- ・児童に対する指導について、どの様に保護者に協力を求めていくか、種々の事柄をどのように活用していくか、どのようなことを、担当者が、どのような方法で、話し方で進めていくか、一特に職員個々の力量にかかわってくる。
- ・保護者が施設に対して、多大な要求、要望を出しすぎる場合、勝手な言い分が多すぎる場合の対処。

思春期を迎えた児童に対して、保護者の児童への理解や協力が得にくく、一定の間ではあるが、関係が断たれてしまい孤立する傾向が強い。又、就職後に児童の給与をあてにし、急に関係回復する親等がいる為、児童が混乱してしまう点等。

人員配置

- ・職員の定数の問題で、保護者へのケア、援助が行き届かない面が多くあると思われる。
- ・児童の処遇が優先して、保護者への援助までは手が回りかねる。
- ・被虐待児の一時帰宅を積極的に実施し、家庭訪問を頻繁に実施したいが、人手が少ない。
- ・各施設に施設ソーシャルワーカーの配置をお願いしたい。
- ・施設が出来るのは変化、成長の度合い(評価)しかない。大人への援助にまで手を割く人的余裕が無いのが実状。
- ・施設内の心理職員と直接処遇職員との役割分担と連携が必要。
- ・児童養護施設が子ども達の毎日の生活で手いっぱいであり、なかなか保護者への必要な援助までは手が回らない。完全な業務分担を任せられたファミリーケースワーカー等の配置がないと、施設では位置づけが難しい。

- ・施設が考えるケースの援助プランよりも、短い期間で子どもの引き取りを要求してくるケースが多い。そのため、再統合できずに再入所してくるケースが多い。
- ・今までの児相とのケースワークは親子関係というとらえ方であり、親の立場に立ったものであった。これに対し、施設が子どもの立場に立ったケースワークを行い、親子関係を作っていく必要がある。こういったためにケースワーカーの配置が必要であり、また、一人一人の子どもの声の代表としてケアワーカーの配置が十分されなければならない。親自身に見られる世代間連鎖に着目すると、どうしても親自身の心の傷への手当て、心理治療が必要となってくる。この治療に児童養護施設がどこ

当の心理職に母親へのアドバイスを受けた。

- ・家族園内宿舍居住
- ・児相と保護者と施設との「引き取りについて」の会議を行う。

- ・月1回施設に来てもらい、本児の状態の確認と本児の面接、施設との協議を実施。

- ・退所という目標に三者の取組みが一体となれた。

- ・面会、電話の許可の確認の指導、報告等の細やかな打合せ。

- ・措置解除前に措置停止期間の設定

- ・保護者に不適切な養育であったと認識させるための面接指導を繰り返した。

- ・親からの連絡の際には必ず児相 CW にも連絡を入れ、親の現状、気持ちを推察しながら、その後の親との関わり方について相談。

- ・関係機関の連携を児相がリードしてくれた。

- ・何かの機会ごとに子どもたちの様子を伝えると共に、母についての助言や情報提供をお願いした。

- ・母のカウンセリングを医療機関につなぐ。

- ・父母との交流は必ず児相を経由して行い、引き取りまでのプロセスも児相と協議し、文書で保護者と確認した。

- ・母方祖母への協力的体制づくりに援助をいただく。

- ・面会時の出席者は、本児・母親・児相職員2名、施設職員2名、母親に安心感を与えるため、児相職員と施設職員は固定した。

- ・養母は話の受取り方が極端なため、児相側と施設側が話していることに一つも相違が出ないように密に連絡を取り合う。

- ・CWが定期的に本児と面接し、家庭の状況を伝えたり、本人の思いを聞き、母に伝えたりして、橋渡しの役割をした。本人が養父と母が離婚しなければ家庭に戻らないとの意志を固め、母は養父との離婚を決意した。

その他の関係機関との連携

教育相談室

小児精神病院

婦人相談所、婦人相談員

中国人ボランティア(言語、生活の援助)

協会のシスター(フィリピン人)

福祉事務所、家庭児童相談員

生活保護担当のワーカー

警察

幼稚園

保健所

医療機関

高等学校

家庭裁判所

弁護士

地域民生児童委員

区保護課

虐待防止センター

児童家庭支援センター

- ・父親への離婚の働きかけと、母親の病気への

まで関わられるかは今度の課題となるが、直接取り扱うには環境としては何もない。さらに子どもの置かれた立場を考慮すれば、場所を変えた治療が望ましいことも考えられ、治療機関につなげていく必要も出てくる。

- ・主たる入所理由が虐待ではないが、実は虐待が認められた時の(児相の)援助計画がすみやかに変更されていない。

- ・保護者の病状や生活状況が詳細に入りやすくなれば、入所児、保護者への対応がより適切に行えるのではないかと感じている。

- ・子どもへの暴力や子どもが外部通信、面会をいやがる場合、もしくは、その調整を代理とする場合児相との連携が必要。

- ・虐待を認識していない保護者に対しての入所後の面会、外出帰省の申し入れがあった時の対応に苦慮している。児童相談所での保護者への告知、及びその後の保護者カウンセリング等の体制がもっと整わなければ施設職員がかかえる問題は難しすぎる。

- ・保護者が虐待の自覚が無い場合で、関係改善の意志を示さない相手にどのように対処したら良いかということである。更に、子どもも経過とともに帰宅を希望し、親子の間に立つ施設が対応しきれない状態が生じる。児相も長い期間に担当者も替わり、施設に一任されることもままある。

- ・保護者の親権問題による親子の交流の制限

- ・保護者に対応した事を連携機関に(児相)自己の都合良く歪んで報告、訴えとして行くケースがある。誤解が生じない為の更に連携に課題を感じる。

- ・親からの相談、面会、関係づくりに力を入れるが、親自身の専門的援助は医療機関、児童相談所、福祉事務所に頼らざるをえない現状だ。

- ・児童相談所のケースワーカーとの協業体制が非常に難しい。担当ケースが多い事も問題となるが、資質の向上も課題だ。施設に入所させると落着いたと思っているワーカーも多いのが実情。

- ・保護者の生活実態の把握ができていない(措置後の児童相談所における家庭訪問の充実が望まれる)。

- ・児相として親に対してはっきりした姿勢を示していただかないと、施設が子どもの盾に立たねばならなくなり、親とのコミュニケーションを取りづらくなってしまふ。それぞれの機関の役割を明確にし、果たしていくためにも、マネージメントの必要を感じている。

- ・業務を遂行するシステム作り(組織化、連携)を急ぐ必要大。異業種の理解と協業の方策。プライベート情報(記録等)をどのように管理し共有できるか。施設と相談所との役割分担を明確化する必要。

- ・家庭の引取り可能なのに子どもの意見(退所希望がない)を重視するあまり、両親の積極的な働きが(児相に対し)なすすぎる為、退所できないケースもある。

	<p>保健所医師の関わり、福祉事務所の協力等、総合的協力の結果である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教諭や幼稚園の保護者会での役割を意識的にするように促進し、また力づけたことも有り、母親の自信につながり、その上親同士（幼稚園）の交流にまで発展し、親としての自覚までも高揚した。 ・本児が小児ぜんそくであり、大学病院担当医師による助言や指導がある。その際、事前に施設のスタンスや方針を医師に説明し、指導に生かしてもらう。 ・小学校の1，2年生担任が本人をすべて受け留めてくれ、学級懇談会で保護者に児童養護施設についての知識と理解の場を与えてくれたため、クラスの保護者全員が本児を受入れ、多くの愛情に触れることができた。 ・母に対するセラピストの面談－虐待を認識し、自己の至らない点を改善しようとする気持ちを向上させることができた。 	
<p><退所前></p>	<p>子どもや家族の意向確認</p> <p>家族復帰の見立ての協議</p> <p>外泊計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本児の意思を確認した上での一時帰省を繰り返した。 ・引取り希望が出てから2年引き伸ばして、様子を見ながら親子双方の拒否的な態度が解消する時間を設けたこと。 ・外出、外泊時をとらえ、子どもへの対応の仕方など話をする。 ・外泊時の家庭訪問 ・夏休み1ヶ月を帰省期間とし、その後1ヶ月間措置停止して、ようすを窺う。順調であれば、そのまま措置解除という設定をした。そのうち、夏休み中に2回程度の家庭訪問、措置停止中も定期的に児相が家庭訪問を実施、児相への通所も行い、慎重に家庭復帰に向けた。 <p>退所に向けた家族の準備への援助</p> <p>退所後のサポートネットワークの準備</p> <p>叔母夫婦との関係作りに努めた。</p> <p>祖父母の全面的協力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特に家庭復帰させる時期の保護者の受入体制の調査（経済状況等）を児童相談所にすべてお願いしているが、やはり施設としても直接家庭訪問する等の援助が必要ではないかと考える。
<p><退所時 退所後></p>	<p>退所時点での対応（アフターケアの内容説明）</p> <p>アフターケア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引取り後の家庭訪問実施（2ヶ月に1回程度）。休日の母親出勤日にし、子育て支援事業の活用で施設を利用中。 ・児相CWをキーパーソンとして家族に関わっていく。 	

児童相談所における被虐待児の保護者への指導法の開発に関する研究

才村 純（日本子ども家庭総合研究所）、庄司順一（青山学院大学）、安部計彦（北九州市児童相談所）、前橋信和（大阪府中央子ども家庭センター）

1. 研究の目的

昨年度は、保護者への援助に際して、アセスメントやケースマネジメント、援助技法において先進的な取り組みを行っている児童相談所に対しヒアリング調査を行い、それぞれの利点や課題などを比較・考察した。今年度は、児童相談所の協力を得て、これら先進的モデルを実際の事例に適用してもらい、意見・感想を求めることにより、より適切で活用し易い指導プログラム作成検討ための資料とする。

2. 調査の方法

大阪府の各児童相談所及び北九州市児童相談所において、昨年度の研究で比較・考察の対象とした神奈川県のアセスメントツール（①家族支援のためのチェックリスト、②家族評価シート、③レーダーチャート）及び、大阪府、北九州市の具体的な援助手法（大阪府：スケジュールチャート、北九州市：ポイント方式）等を実際の事例に適用してもらい、資料1の「援助モデル実践報告書」により、事例の概要および意見・感想を求めるとともに、補足的にヒアリング調査を実施した。

調査に際しては、事前に各児童相談所の管理職を対象とした説明会を開催し、研究の趣旨、方法等について説明を行い、了解を求めた。

なお、虐待をする保護者には、長期的な援助が必要であり、より効果的な知見を得

るため、同一事例について平成15年度上半期まで引き続き経過を追うことにしている。

3. 調査の結果

前述のように、本研究では、調査期間を平成15年度上半期までとしているが、平成14年度末において各児童相談所から出された意見等について集約、整理する。なお、プライバシーへの配慮から事例概要は割愛する。

(1) 適用事例数

適用事例数は北九州市児童相談所3件、大阪府の各児童相談所17件、計20件である（表1）。

(2) ケースマネジメント

ケースマネジメントの準拠モデルとして、神奈川県プログラム（資料2）を提示し、これの活用の有無を聴取したが、同モデルを適用したのは1件だけであった（表2）。

(3) アセスメント

アセスメントのためのツールとして、神奈川県「家族支援のためのチェックリスト」（資料3）、家族評価ワークシート及びレーダーチャート（資料4）、その他の適用状況について聴取したところ、その結果は表3のとおりであった。大阪府では、独自に開発した「保護決定アセスメント指標」「家庭復帰のためのチェックリスト」を活用した事例が多かった。

(4) 援助手法

援助手法として、大阪府のスケジュールチャート及び北九州市のポイント方式を提示したが、スケジュールチャートが適用されたのは1事例のみ、ポイント方式はなかった。

(5) アセスメントツールに対する意見（ローマ数字は事例番号）

① 家庭支援のためのチェックリスト

（北九州Ⅰ）

・今回は里親委託当初の状況と最近の状況を両方記入し、1年半の中で変化した部分と残された課題を把握する目的で実施した。担当児童福祉司が異動しているため、過去の分は心理判定員が記入したが、長期・継続的にこのリストを使うのであれば、職員の異動や経験の蓄積による判断や印象の変化も考慮する必要があるかもしれない。

親子関係の部分は3ポイントも向上し、大きく変化している。また家族状況も「子どもの立場に立った見方」や「子どもの居場所」なども3ポイント変化しているが、その他の子どもや保護者の状況は1ポイントから2ポイント程度の変化である。また「子どもへの怒りのコントロール」がレベル2で変わらず、また保護者が「援助を求めている」状況は、今はレベル3だが、子どもの家庭引取りが伸びれば低下する可能性も伺われた。子どもが改善したので、親子関係も改善した、という印象が強い。

（北九州市Ⅱ）

・退所が話題になっているため、児童相

談所が関わり始めた当初と現在の状況を比較する目的で、過去に遡って記入した。今回は最初に関わった児童福祉司が在職中であったため、過去に遡ることが可能であったが、今後は虐待事例で施設入所した事例には記録として記入しておくなど制度として考える必要がある。

この事例の場合、虐待していた継父と本児の間に、母親の姿勢や家族関係の変化も大きな要因であるが（最初は父親に言えなかったが、最近はかなり父子間の調整役になれている）、「家族全体の安定度」などの項目がない。

また、帰省中など短期間の親子関係は改善しているが、父親の「怒りのコントロール」や「子どもの立場の見方」など基本姿勢が変化していないため、日常生活など長期の安定した関わりは難しいと思われるが、その点の記入項目がない。

（北九州市Ⅲ）

・虐待する保護者が自ら援助を求め、4年以上も関係を続け、親子ともに児童相談所への信頼関係は築けているが、親子相互の関係は根本的に改善していないという以前からの印象が明確になった。子どもは集団適応が下手で、虐待認知は変わらず、関係の修復を諦めている。母親も頭では分かっているが、感情的に子どもを受け入れがたく、外泊時もお互いが気を使いあっており、家庭引取りを双方とも望んでいない。ただ、子どもは母親への恐怖心が4ポイントも減り、外泊など短時間なら楽しく過ごすことは3ポイントも向上した。子どもの立場に立った見方は3ポイント改善し、怒りのコントロールも2ポイント改善しているが、こ

れらも本児が日常的に施設に入所し、行動も落ち着いているため、叱る必要がないためであって、根本的な改善ではないと思われる。

(東大阪Ⅰ)

・子どもの状況、親子関係の状況、その変化についても客観的にチェックできる。

(東大阪Ⅱ)

・子どもの状況、親子関係の状況が客観的にチェックできる。

(富田林Ⅰ)

・引取りに向けたプログラム作成条件が厳しく、面会→外出→外泊というステップも全く進めない状況となってしまう。しかし、現実にはケースは親の要望もあるし、何らかの補償要因があれば進めてもよいのではないかと感じた。その補償要因について考えていく必要があるだろう。

・ツールを利用することで、客観的な見立てができるという側面はあるが、それだけでは把握できない面をどう評価していくかが課題ではないか。

(富田林Ⅱ)

・現時点での子どもの状況がどうなのか、また親子の関係の状況がどうなのかが客観的にチェックできる。

(岸和田Ⅰ) 1

・該当項目の有無をチェックするだけでなく、変化を評価する「基準尺度」が取り入れてあることが役に立った。

② 大阪府保護決定アセスメント指標

(大阪府中央Ⅰ)

・「身体的虐待再発時」、「児童福祉司指導開始時」、「家庭引取り後一定期間経過後」

に実施

・視点の確認には利点があるが、ポイントでの数量化には、あまり意味が感じられない。点数化ではなく、リスク要因の見落としをなくするためのチェック項目として利用していく。

(大阪府中央Ⅲ)

・本事例ではないが、保育所と当センターでアセスメントに大きな差が出たことがある。保育所のつけたアセスメントには保護が必要と出たが、一方、当センターのアセスメントでは緊急の対応の必要性は出なかった。このように、アセスメントをつける立場、見方によって大きくその内容が変わるところが一つの問題点であると感じる。

(大阪府中央Ⅵ)

・リスクアセスメント(24項目)をつけることとなっているが、その前に被虐待児童についての基本台帳を記入しなければならないため、事務が煩雑で、リアルタイムにつけることが難しかった。また、数ヶ月毎に見直しが必要と決まっているが、初回つけることに精一杯で、進捗状況をこのツールで管理するのは難しかった。

(吹田Ⅰ)

・母自身が担当者に相談意欲を示してくれていたため、対応は実親に即した形が優先。アセスメントは「とりあえず」の感。

(吹田Ⅱ)

・ネグレクト状況は、アセスメントをするまでもなく明白で、保護の必要性を検討していた。アセスメントのポイントと実際の危険度とは一致しない実感。

(堺 I)

・保護決定アセスメント（府独自）：ケースの客観的な評価、整理には役立つ。それが保護の決定に直結するかどうかは、なお検討が必要。

③ 大阪府家庭復帰のためのチェックリスト

(富田林 I)

・大阪府の被虐待児家庭復帰チェックリストを試行段階で利用～面会開始後 3 ヶ月と 9 ヶ月で 2 回実施し、親・子ともに若干の変化が見られた。

④ 大阪府保護決定アセスメント指標＋大阪府家庭復帰のためのチェックリスト

(岸和田 II)

・大阪府で使っている保護決定アセスメント指標と、家庭復帰のためのチェックリストを使った。どこに問題があるか、また、虐待が継続しているかなどのデータから見通しが立てられるため、ツールの活用は一つの目安にはなると思う。ただ、それが一つの目安であり、規準ではないことを理解していなければ、その結果にとらわれてしまうと、家庭復帰や親へのアプローチが難しくなることがある。あくまで、その家庭や現在の状況を理解するための一つの手段であると考えることが必要ではないか。

(6) 保護者への援助手法に対する意見

① スケジュールチャート

(岸和田 I)

・援助スケジュール全体と付き合わせることで、どこまで進捗しているのか、親

を含めた関係者が理解しやすい。

・援助スケジュールを次の段階に進める際の判断（評価）規準を明確にし、親の同意をできるだけ取り付けておかないと、トラブルになりやすい。

② その他の援助手法

(中央 VI)

・2 週間に 1 回程度、継続して家庭訪問を実施。内夫に対しては男性ケースワーカーが主に対応し、子育てにおける負担を母とどのように分担するかといった視点で助言を行っていく。内夫が助言に従って、それなりに衝動をコントロールできた場合には、内夫を積極的に評価するように心がけた。結局、内夫の許容できる範囲を広げることではできなかったが、内夫から SOS を当センターに出して来る等の反応を一定引き出すことができた。

(吹田 I)

・母との相談関係と地域でのサポートとフォロー：児童の問題性の部分で、学校にて心理セラピーを 4 回実施。ワーカーによる母及び母を通じて父の対応についての援助、訪問等。学期ごとの地区のスタッフ、学校とのケースカンファレンス。学校に対し被虐待児の行動の理解のためのカンファレンスなどを実施。本児は落ち着き、親子関係に改善が見られた。

(吹田 II)

・在宅で地域資源を活用しての援助（入所には不同意）：民生委員による定期的訪問、週末の近隣施設での委託一時保護、学期ごとのケースカンファレンス、学期ごとの保護者面談等の援助を通し、本人の社会適応力の上達、登校の継続の大き

な変化、保護者は困難だが、室内が若干清潔に。職探しの意欲のアップ。

(堺Ⅰ)

・児童福祉司指導、従来の方法で面接指導。親指導のノウハウの蓄積が必要。

(岸和田Ⅱ)

・大阪府方式（スケジュールチャート）にあてはめていこうとしたが、カテゴリー化した上での援助方針というのは簡単には出なかった。しかし、目標とスケジュールを立てて、ある程度計画的に援助していく方法は使うこととなった。結局、保護者と子どもの今の状態の中で立てた援助目標が、どれだけ達成できているか、または見直しに値するかという、具体的なことが援助の規準となったと思われる。

(7) 全体に関する意見、感想等

(北九州市Ⅰ)

・ある程度調査が終わり、援助方針や処遇において判断に迷う事例には、入所当初と現在の差を同じ尺度で評価しなおすことは、問題点が明確になりやすい。

この事例の場合、家庭復帰を前提に里親委託をしたが、保護者自身が児童相談所との関わりが薄く、保護者側への変化の働きかけが乏しかった。家族支援が大きな課題となっているが、家族の自発的な変化は望みが薄く、「子どもがよい方向に変化しているので、親子関係も良好になった」のであり、家庭に戻れば短時間で元の虐待的な関係に戻る可能性もある。

この事例では、新年度からの家庭引き取りを考えている。保護者の「子どもへの怒りのコントロール」は変化がないが、小学2年生であり、物差で叩く程度だけ

ら帰せる。虐待の内容と子どもの年齢は、家庭復帰を判断する場合の大きな要因になる。リストをチェックするだけでなく、他の要因も考慮に入れたケースマネジメントが必要である。

(北九州市Ⅱ)

・この事例では、父親が情緒的にも社会的にも未熟で、仕事も続かず、感情で子どもに当たっている。最近では本児が父親の様子を見ながら、差し障りなく対応しているので、短期間の関係は良い。事例1と同じように、虐待者への関わりが難しく、かといって放置していれば状況が変わらないため、親子関係(虐待関係)の根本的な変化は難しい。また本児は、万引き等自分の行動が原因で施設に入っていると思っており、父親との関係の認知は変わらない。

そのような意味で、「まだ帰す段階ではない」という担当者の印象を、ある程度客観的に示せる尺度として、この事例への記入は有効であった。

(北九州市Ⅲ)

・この事例では、母子双方に長い時間と児童相談所や施設職員のエネルギーをかなり注いできたが、「たまに会うのが双方にとって一番いい」という今のところの結論である。親族や社会的な援助を拒否され、出産直後に子どもを分離され、引き取ってからは全然かわいいと思えない子どもを義務感で育ててきた母親の絶望感や怒りは、少々の援助では埋めがたいのであろうと改めて思う。出産前後の相談・援助活動の大切さを改めて考えさせられる事例である。

本児はかなり改善してきたと言っても